

## 「長岡の子ども５０冊（仮）」選定委員会設置要領

（趣旨）

第１条 「第二次長岡市子ども読書活動推進計画」に基づき、小中学生を対象としたおすすめ図書リスト「長岡の子ども５０冊（仮）」を選定するため、長岡の子ども５０冊（仮）選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 選定委員会は、子どもの読書活動の推進に関する調査・研究を行い、長岡の子ども５０冊（仮）を選定する。

（組織）

第３条 選定委員会は、委員４名以内をもって組織する。

２ 委員は次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。

- （１） 学識経験者
- （２） 学校教育関係者
- （３） ボランティア関係者
- （４） その他

（任期）

第４条 選定委員の任期は、長岡の子ども５０冊（仮）の選定が完了するまでとする。

（役員）

第５条 選定委員会に、次の役員を置く。

- （１） 委員長 １名
- （２） 副委員長 １名

２ 委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

３ 委員長は、会務を統括する。

４ 副委員長は、委員長の職務を補佐するものとし、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第６条 選定委員会の会議は、委員長が議長となる。

２ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会）

第７条 長岡市の子ども５０冊（仮）選定について、専門的及び具体的に検討するために、選定委員会に部会及びワーキングチームを設けることができる。

（事務局）

第８条 選定委員会の事務を処理するため、事務局を長岡市立中央図書館に置

く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。